

令和元年度 第11回政策推進会議報告

日 時 9月18日 9時28分～10時23分

場 所 4-1会議室

出席者 19人

1 (仮称) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例(骨子素案)に対する市民意見公募手続の実施について

総合政策局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・骨子素案3ページの四角囲みの中に「社会的弱者」とあるが、この表現がなくても文章が通るのであれば無くしてはどうか。社会的弱者ということを改めて条例に定義しなくてもいいのではという思いがある。また、「障害の特性・能力」という記載があり、「障害者の能力」という読み方をされてしまうと、障害者は「制約を受けている人」という捉え方をしようとしていることに矛盾するので、可能であれば見直してほしい。
- ・(市長) 補足になるが、尼崎市では手話を言語としてきちんと位置付けてほしいという強いニーズにより手話言語条例を設定したが、手話言語条例とは別に情報コミュニケーション条例というものを策定している自治体が結構ある。障害者の当事者団体からは、自分たちのコミュニケーションをしっかりと保障してほしいという要望があり、それは法律でいう「合理的配慮」の合理的がどのレベルかという議論がついて回るものの、その時代に応じて保障されるべきところに対しては、限られた予算であってもしっかりと担保していきたいという思いがある。そこで、尼崎市でもそういう情報の伝達やコミュニケーションを保障する条例を作ってはどうかという流れがあったが、この条例ができるのであればそういう部分も託していきたいと健康福祉局の障害者施策の担当は考えている。結論としてはそれでいいと思うが、この条例は「人権文化いきづくまち」とあるように、どちらかという人権教育・人権啓発の流れを強く汲んで組み立てられていった条例である。しかし、障害者団体の当事者の方々は、市の責務をしっかりと押さえて担保するための条例を、手話言語条例よりも広い範囲を対象として作ってほしいという希望をお持ちだったと認識しているので、もう少しすり合わせが必要かと思う。インフラとしていろんなツールで最低限の情報が整備されているとか多言語化されているとか障害の特性に応じた配慮が必要だというのはそのとおりだと思うが、今の条例だとそういう市の責務のところ少し弱いのかなという印象がある。先日の一般質問で広瀬議員がこの条例案について質問されたときに、やはり市民に責務を課すというのがどうなのかという問題意識を持っておられた。「人権文化がいきづく」という路線では、市民一人ひとりが相互理解を深めたり学び続けたりすることが大切だということを理念として謳うことには何の問題もないと思う。しかし、やはり市の責務については、せめて逐条解説にももう少し入れたらいいのではないかと感じた。
- ・逐条の中には情報という言葉も入っているので、例えば「情報の取得や利用を円滑に」ということを補足するくらいは許容の範囲内かと思う。
- ・(市長) なぜその変更をするのかという理由を述べないといけない。この条例をもって、作ろうと思っていた条例を1個やめることになるのだから、「ここを少し変えました」というだけ

ではすまない大きな話だと私は思う。

→パブコメの意見を踏まえて変更できれば1番いいと思う。

- ・(市長) 障害者団体の人がパブコメを出してくれたらいいが、それは私たちの都合だ。健康福祉局で当事者の方たちとの意見交換を丁寧にやってくれると思うが、もし納得できないという声が出るのであれば、やはり別の条例を作らないといけないと思う。しかし、個人的にはそういう意見も取り込んだうえで、ここに入れる方向でいいのかなという気がしている。なぜなら、情報やコミュニケーションの保障というのはそもそも障害者だけ、外国人だけと区切るようなものではなく、もしかしたら例えばひとつのタブレットを導入することでいろいろなことが可能になるかもしれない。あまり縦割りにならずしっかりと整備していかないといけないという要素もあるので、どこかで横串でやればいいのかという思いもある。総合政策局は横串局なので、ここに所管してもらってもいいかなと思う。ただ、今の逐条解説では「施設・製品・情報を利用できるように」と情報が3番目になっているが、情報はもっと上位じゃないのかとか、検討すべき事項はある。もちろん条例の後に計画で担保するという流れになっているが、それは市民や議会は知らないことなので、やはり丁寧に説明をしていかないといけない。この逐条解説は法律上非常に重要な意味を持つものなので、パブコメや当事者団体との意見交換を受けて、もう少し手厚くするようお願いする。

また、人権教育にはすごく歴史ある枠組みがあるものの、少し時代に合っていないと思うようなところもあり、本当に実を取るためには、形を守るよりやり方を変えたほうがいい部分もあるかもしれないので、計画を作る段階ではそういった事業自体の見直しも行っていければいいかなと思う。

- ・この条例のような内容は、他市でも条例化しているところが多いのか。
- ・(市長) それは様々である。同和対策事業特別措置法の期限切れにあたって、部落解放同盟の方々からは各地で条例制定をしてほしいという要望があり、このまま部落差別が風化することがないようにしてほしいという運動が繰り広げられている。兵庫県下では、たつの市が「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」というものを作っており、その中で部落差別の解消に関する施策を審議する審議会を設置するということが規定されている。

私たちも、例えば戸籍が第三者から求められた場合に本人に通知する制度など、部落解放同盟の要望も踏まえながらいろいろな取組を行っているが、他にも障害者差別の解消やヘイトスピーチなど様々な人権問題が起こっている中で、少なくとも部落差別だけを取り上げた単独条例という選択肢はないと考えている。条例を作るなら、そういった新しいテーマも含めたうえで、審議会をしっかりと位置付けるようなものとしたいということで前向きに所管と協議を進めてきた。その中で、条例に基づいて審議会を設置し、そこでの審議に基づいて計画を策定するのが当然ということで、これまでの計画を1年延長し、先に条例を作るという進め方になっている。加えて先ほどの情報コミュニケーション条例も合流させたらいいのではないかという話も出てきて、今いろんなことが関連しながら進んでいる。

→市の責務、市民の責務、事業者の責務について、まずは条例で基本的な考え方を定めるべきだ。また、市議会の議決を経た条例という形で市の基本方針を作る重みもある。

- ・(市長) 条例にしなくてもできることはたくさんある。しかし、私たちは子どもの権利を謳おうと「子どもの育ち支援条例」を作り、自治のまちづくりの決意を表明しようとして「自治のまちづくり条例」を作ってきた中で、人権だけ条例にしないのか。市の姿勢として、条例がなくて

もできることは条例を作らないということを市政運営の柱にするのか、反対に、いろいろなわかりやすい決意表明や事業の紐づけ、審議会の在り方を整理していくということも含めて条例を作ってしっかりやっていくというふうにするか。今、稲村市政は後者の姿勢を取っている。当然、条例を作らないと人権に関する施策に取り組まないということではない。

- 手話言語条例も、手話を言語として認めた障害者基本法に基づいて計画を立てて施策を推進するということになっているが、他にもいろいろな障害がある中で、対象者別、施策別の条例を個別に作っていくことはできない。そこで、人権全般という上位条例とも言えるものを作ろうとしているので、いわゆる情報コミュニケーション条例という個別の条例は作らないという説明をしようと考えている。
- (市長) 先に検討していた情報コミュニケーション条例も、それなりに広く横串の条例ではあった。ただ、外国人等のいろいろな要素が入ってくる中で、健康福祉局が所管というのは厳しいなという現実もあったので、そういう意味では総合政策局所管の条例で引き受けて、しっかり橋渡しをするというのがいいのかなとは思っている。そういうことで、当初の出発よりはかなりいろいろな意味付けがされた条例を目指して今作業が進んでいる。「人権文化いきづく」という啓発・教育の流れと、税金を預かって公共インフラを整備する責任を負う市として、しっかり特段の配慮、合理的配慮をしていく責務があるということをしっかり位置付けること、この2つをしっかり押さえた条例案ができればいいと思う。ちなみに他都市の情報コミュニケーション条例では、条文に合理的配慮を入れているところが多いので、本市の条例でもせめて逐条解説にはその要素を入れるべきかと思う。合理的配慮が何かは時代時代で変わるものなので明記することはできないが、何が合理的配慮なのか議論し続ける、しっかりとそこに真摯に向き合う姿勢が必要だということを条例で定める。
- 審議会の設置は条例の中に盛り込まれるのか。
→そうである。

2 その他

- 総合政策局長から、エコ通勤トライアルウィークについて説明。
- 総合政策局長から、A-Lab Exhibition Vol.20「山中 suplex のみんなと尼崎にいるあなた」について説明。
- 総合政策局長から、「白髪一雄」発信プロジェクトについて説明。
- こども青少年局長から、あまがさき・ひと咲きプラザグランドオープニングイベントについて説明。
- 公営企業管理者から、神崎浄水場開放イベントについて説明。
- 公営企業管理者から、北部浄化センター施設見学ツアーについて説明。
- 総合政策局長から、尼崎市民まつりについて説明。
- 総合政策局長から、アウクスブルク市青年使節団の訪問について説明。
- 総合政策局長から、啓発バッチ等の着用について説明。

以上